

## 【必要書類一覧】農地転用届出

(1) ◎農地転用届出書（第4条又は第5条）

(2) 添付書類（証明書類は、**申請前3ヶ月以内の原本**）※◎の書類は様式があります。

書類の種類		備考
1	申請地の登記事項証明書 (全部事項証明書・原本)	登記事項証明書に記載されている住所が登記名義人の住所と異なる場合は、住民票（3ヶ月以内のもの・コピー可・マイナンバー省略のもの）又は法人の登記事項証明書を添付
		登記名義人が死亡している場合は、遺言状（公正証書または裁判所の確認済）、相続関係図、遺産分割協議書（戸籍謄本、印鑑証明書）、相続放棄申述書受理謄本等の相続人であることがわかる書類も添付
2	見取図	申請に係る土地の位置及び付近の状況を表示する図面 (住宅地図の写しで可)
3	受理通知書送付用封筒	届出者の人数分 (届出者それぞれの住所宛名を記入し、84円切手を貼ったもの)
4	農地法第18条の許可があったことを証する書面	届出する農地が貸借の目的となっている場合
5	開発許可の写し	届出に係る転用行為が都市計画法第29条の開発許可を必要とする場合（1000㎡以上の場合）

※現況写真をお願いしています。

※譲受人の住民票（法人の場合は法人の登記事項証明書）の写しの添付をお願いしています。

添付できない場合、住民票の住所と受理通知書の住所が異なるとその後の法務局での登記申請時に受理されない等不都合が生じる可能性がありますので、住所欄はお間違えのないようご記入ください。

※その他、必要な書類の添付を求めることがあります。（例：地役権者の同意書）

### ★発電設備等に係る農地転用届について

太陽光発電（50Kw以上）・風力発電（20Kw以上）・小水力発電（20Kw以上）・バイオマスを原料にした電気（10Kw以上）は、電気事業法第38条第3項に規定する事業用電気工作物の設置になります。事前手続きが必要となりますので、**別府市生活環境課**にご相談ください。

また、温泉発電等の導入に関しては、『温泉発電等の地域共生を図る条例』に基づく手続きとなりますので、**別府市生活環境課**にご相談ください。